

韓国知的財産ニュース 2026年3月後期

(No. 550)

発行年月日：2026年4月21日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】「知識財産基本法の施行令」の一部改正令（総理令第36223号）

関係機関の動き

- 2-1 特許審判院、審判便覧の改訂に向けた現場からのアイデアを募集
- 2-2 特許調査・分析の研修を行い、特許を基盤とした研究開発現場の専門性を高める
- 2-3 韓国知識財産処、忠北大学の現場で若者の声に耳を傾ける
- 2-4 韓国知識財産処・調達庁が連携、「知的財産で2兆ドルの海外調達市場を攻略」
- 2-5 知的財産で飛躍する韓国、国家知識財産政策の方向性を議論
- 2-6 特許審査の革新により、知的財産を基盤とした「真の成長」の時代を切り拓く
- 2-7 国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団長に知識財産処のイ・チュンム元局長が就任
- 2-8 「2026年国民安全発明チャレンジ」、安全分野の公務員による現場からの提案を募集
- 2-9 「韓国の先進的な特許審査のノウハウ」が世界へ広がる
- 2-10 「営業秘密原本証明書」、電子版・英文版でも発行される
- 2-11 特許審判院、特許裁判所の技術審理官を招いて懇談会を開催
- 2-12 「技術盗用への統合的対応」…政府レベルで技術盗用に関する新聞告示を開設
- 2-13 韓国知識財産処、官民連携で「国際的な特許戦争」に対応
- 2-14 韓国知識財産処、次世代知的財産行政システム「IPNEX」の構築に着手

- 2-15 世界の5大知的財産機関(IP5)、情報化協力の強化
- 2-16 発明教育の活性化に向けた対話の場を共に設ける
- 2-17 韓国政府、今年の家知的財産事業推進に合計7,946億ウォンを投資

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 成功の陰に隠された「模倣品」…有名なK-アイウェアの模倣企業の代表が逮捕
- 3-2 海外で流通するKブランドの模倣品、これからは国が徹底的に取り締まる

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 BTSの光化門広場コンサートに先立ち、K-POPアイドルの商標を無断使用した違法グッズの流通を集中的に取り締まる
- 4-2 韓国知識財産処、韓国商標デザイン協会と現場での対話に乗り出す
- 4-3 特許審判院、企業と共に「商標審判の革新」に向け知恵を絞る
- 4-4 キャラクターの商標権は、韓国知識財産処が守ります
- 4-5 意匠登録から権利消滅までが一目でわかる、特許や論文も併せて閲覧可能

その他一般

- 5-1 韓国知識財産処の初代「仕事ができるエース職員」に特別成果賞を授与
- 5-2 [報道説明資料]韓国知識財産処は、Kブランドの保護に向け、海外の知的財産当局との国際協力を強化し、韓国企業が現地での対応力を高められるよう支援してまいります

法律、制度関連

1-1 [電子官報]【公布】「知識財産基本法の施行令」の一部改正令(総理令第36223号)

電子官報(2026.3.24.)

大統領令第36223号

国務会議の審議を得た、知識財産基本法施行令の一部改正令を次のとおり公布する。

大統領 イ・ジェミョン ㊤

2026年3月24日

國務總理 キム・ミンソク

國務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長官 (知識財産処 所管)

知識財産基本法施行令の一部改正令

知識財産基本法施行令の一部を下記とおりに改正する。

第4条中「第14号の2」を「第14の2, 第14号の3」に改め、「第23号」を「20号」に収める。

附 則

この規則は、公布日から執行する。

改正理由及び主要内容

政府組織体系の改編に伴い、国家知識財産委員会の政府委員となる関係中央行政機関の長の引用規定を整備し、改正前の国家知識財産委員会の政府委員のうち、企画財政部及び特許庁の長を、財政經濟部、企画予算処及び知識財産処の長へ変更する。

出所:法制処

関係機関の動き

2-1 特許審判院、審判便覧の改訂に向けた現場からのアイデアを募集

韓国知識財産処(2026.3.16.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、知的財産における審判制度に対し、利用者がより容易にアクセスし、実効性を高められるよう「審判便覧」を改訂することとし、改訂の方向性などに関する多様な意見を募るため、3月16日の月曜日から4月30日の木曜日まで、初めて利用者からのアイデア募集を実施すると発表した。

審判便覧は、審判官が特許・実用新案・商標・意匠などの知的財産における審判事件を処理する際に必要な手続き上の基準および基本指針書であり、弁理士などの代理人や企業・小規模事業者などにとっては、審判の請求および対応のための実務ガイドとして活用されている。

今回の審判便覧の改編は、最近の判例、法改正および制度改善の事項を紹介するだけでなく、

利用者の目線に合わせ、顧客が疑問に思う実務上のポイントをより簡単に見つけられるよう推進する計画だ。

例えば、新制度導入後に現場で困難を感じている部分や混乱しやすい部分を補完し、審判の種類ごとに理解を助けるフローチャートと共に、多数寄せられる苦情・問い合わせ事項を選別して盛り込むなど、詳細な指針を充実させる予定である。

知識財産処は、3月16日月曜日から4月30日木曜日まで、審査官・審判官など知識財産処内部だけでなく、弁理士、企業の実務担当者など外部利用者*を対象に、幅広くアイデアを募集する予定だ。寄せられた意見をもとに草案を作成し、専門家による慣習、現場懇談会などを段階的に推進する。最終改訂版は、今年の下半期に知識財産処 (moip.go.kr) および特許審判院 (kipo.go.kr/ipt) のウェブサイトにて配布する予定だ。

* 特許審判院の「審判便覧」改訂に関するアイデアおよび意見の受付: iptab@korea.kr

特許審判院のキム・ギボム院長は、「審判便覧を現場の実務においてより有用な指針書へと発展させるため、様々な意見を積極的に反映する計画だ」とし、「これにより、知的財産権における紛争がより迅速かつ信頼性が高く解決されるよう取り組む」と述べた。

2-2 特許調査・分析の研修を行い、特許を基盤とした研究開発現場の専門性を高める

韓国知識財産処 (2026.3.16.)

- 韓国知識財産処、2026年度特許調査・分析における専門性の強化に向けた参加機関を募集 (3月16日～27日) -
- 企業・大学など機関への支援規模を拡大 (35件→50件)、大学は就職・起業特化型の研修で未来の知的財産人材を育成 -

【関連国政課題】 28. 世界をリードするネクスト(NEXT)戦略技術の育成

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月16日月曜日から3月27日金曜日まで、産・学・研の研究者が特許情報の調査・分析を自ら活用して研究開発戦略を策定できるよう支援する「2026年度特許調査・分析における専門性の強化に向けた研修課程の支援事業」に参加する企業・大学・研究機関を募集すると発表した。

「特許調査・分析の専門性強化に向けた研修」は、中小・中堅企業、大学、公的研究機関、研究管理専門機関などを対象に、特許調査・分析の専門家が現場を直接訪問し、参加機関の知的財産(IP)専門性を診断するとともに、特許検索・動向分析、中核的な特許への対応戦略、研究開発の方向性の策定など、実務に即座に適用可能な研修を、機関のレベルに合わせて提供する。

今年は企業・大学の支援規模を従来の 35 件から 50 件に拡大する。人工知能(AI)による大変革の時代において、特許情報などのデータに基づき、研究開発戦略の重要性が高まる中、より多くの企業や大学が研修の恩恵を受けられるよう、支援規模を大幅に増やした。

大学への支援方式も今回、新たに改編された。従来の単一運営方式から脱却し、研究室と学部を別々の課程として分離し、それぞれのニーズに合わせた研修を提供する。

今回新設された学部特化課程は、就職・起業を控えた大学生が特許データを実務的に活用できるよう構成された。① 就職・起業の観点からの特許情報分析、② 知的財産の創出にむけた戦略、③ 関心のある企業の特許分析など、学生が現場ですぐに活用できる内容を盛り込み、知的財産における専門性を備えた未来の人材育成に焦点を当てた。一方、研究室コースは、技術トレンド分析、特許ポートフォリオ管理、技術移転・事業化戦略など、知的財産を実質的に研究成果につなげることに重点を置いて運営される。

研修に参加した A 社は、「特許情報の調査・分析における研修を実施することで、研究開発にすぐ活用できる実務ノウハウを学ぶことができた」とし、「今後、研修が拡大され、より多くの機関が恩恵を受け、特許に基づく技術競争力が強化されることを期待している」と述べた。

なお、事業の公募要項は、知識財産処のウェブサイト(www.moip.go.kr)および知識財産統合支援ポータル(biz.kista.re.kr/ippro)で確認でき、3 月 27 日金曜日 14 時まで知識財産統合支援ポータルにてオンラインでの申し込みが可能である。

2-3 韓国知識財産処、忠北大学の現場で若者の声に耳を傾ける

韓国知識財産処(2026.4.18.)

- 忠北(チュンプク)地域の若者・企業・大学・政府が一堂に会し、知的財産に関する産学連携の成果などについて意見交換 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月18日の水曜日14時、忠北大学校開新文化館(忠清北道清州市)にて、知的財産を中心に若者、大学、企業が共に交流する「第3回忠北特許ユニバーシアード(CBPU)*授賞式および若者交流懇談会」を開催する。

* 忠北地域の企業が抱える実務的な知的財産の問題に対し、大学生が特許情報の調査・分析を行い、知的財産を連携させた研究開発および事業化戦略を策定する実務型コンテスト

本イベントは、忠北地域を代表する知的財産の産学協力事例である「忠北特許ユニバーシアード(CBPU)」の成果を共有し、未来の知的財産エコシステムを主導する若者たちの声を直接聴取するために企画された。イベントには、知識財産処の次長をはじめ、忠北大学総長職務代理、韓国発明振興会常勤副会長、清州商工会議所会長、CBPU参加企業の関係者や受賞学生など約120名が出席する。

今回の授賞式では、合計13チームが受賞の荣誉に輝き、知識財産処の処長賞や忠清北道知事賞、忠北大学総長賞など、関連機関や参加企業による表彰が行われる。

授賞式に続いて行われる青年交流懇談会は、学生たちが知識財産処次長に直接質問を投げかけるトークショー形式で運営される。学生たちは、創業支援施策、AI時代の知的財産制度など、様々なテーマについて質疑を行う予定だ。また、知識財産処次長は、アイデアが知的財産として保護され、創業と成功につながるよう支援するための青年支援政策を紹介する計画だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「世界的な技術競争が日増しに激化する今、知的財産戦略を策定し、産業現場で活用されるよう導く人材の役割が、かつてないほど重要になっている」とし、「青年たちが知的財産を原動力として、創業やグローバル市場の開拓など、様々な挑戦ができるよう惜しみなく取り組んでいく」と述べた。

2-4 韓国知識財産処・調達庁が連携、「知的財産で2兆ドルの海外調達市場を攻略」

韓国知識財産処(2026.3.19.)

- 韓国知識財産処・調達庁、海外調達市場に進出する企業を支援に向けた業務協定を締結
- 海外調達市場に進出する企業の知的財産紛争への対応および技術保護支援を強化

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と調達庁(ペク・スンボ庁長)は、3月19日の木曜日、午前10時、政府大田(テジョン)庁舎(大田広域市西区)において、海外調達市場に進出する企業のための業務協定を締結したと発表した。

競争可能な海外調達市場は、年間2兆ドル規模であり、初期の参入障壁はあるものの、一度参入すれば持続的な実績創出が可能な潜在力の高い市場である。これを受け、政府は新市場開

拓の観点から、海外調達市場への進出拡大に向けたオーダーメイド型支援や機関間の連携など、支援体制を強化している。

韓国企業の優れた技術競争力を確保するためには、初期段階から知的財産を確保・保護することがますます重要になっている状況下で、今回の協定は、海外調達市場への進出過程で発生し得る知的財産紛争や技術流出のリスクに効果的に対応できるよう、両機関の政策と支援事業を連携させるために設けられた。

両機関は、①海外調達市場に進出する企業を対象とした知的財産の保護および紛争対応能力の強化 ②海外進出企業のための知的財産教育・相談支援の協力 ③ 知的財産情報の共有および共同活用の拡大 ④ 知的財産保護の意識向上および制度改善の協力 ⑤ 評価委員の共有および活用などの分野で協力を推進することにした。

2-5 知的財産で飛躍する韓国、国家知識財産政策の方向性を議論

韓国知識財産処(2026.3.20.)

キム・ミンソク首相、第 39 回、国家知識財産委員会を開催

- ①アイデア・創作による創業時代の実現、②強力な保護体制の構築、③圧倒的な技術力の確保 -

【関連する国政課題】 67. 技術の盗用を根絶させ、共存する企業環境を醸成

103. K-カルチャー時代に向けたコンテンツの国家戦略産業化を推進

□ 韓国政府は 3 月 20 日金曜日の午前、キム・ミンソク国務総理の主宰により「第 39 回、国家知識財産委員会」(以下「委員会」)を開催した。

< 第 39 回国家知識財産委員会 概要 >

- 日時・場所:2026 年 3 月 20 日(金)10:00~11:10/政府ソウル庁舎
- 出席者:国務総理(委員長)、知識財産処長(幹事)など政府委員、民間委員、合計 24 名
- 会議議題:① 第 4 次国家知的財産の基本計画(2027~2031 年)の政策方向
- ② 技術主導の成長に向けた特許審査サービスの革新策
- ③ 国家知的財産事務の総括・調整強化策
- ④ AI 時代の未来型専門性を備えた創造・発明人材の育成基盤強化計画

□ 知識財産処が発足してから初開催した、今回の委員会では「第 4 次、国家知的財産の基本計画(2027～2031 年)の政策方向」を含め、合計 4 件の議題が議論された。

○ 特に、本日議論された国家知的財産の基本計画の政策方向は、国家的な中長期知的財産総合戦略である国家知的財産の基本計画を策定するための関係省庁および地方府の策定指針であり、新政府のビジョンと政策目標、戦略課題などが盛り込まれている。

□ 今回の会合で審議・確定された案件の主な内容は以下のとおりである。

1. 第 4 次国家知的財産基本計画(2027～2031 年)の政策方向

□ 韓国政府は「アイデアと知的財産で飛躍する大韓民国」というビジョンを設定し、これを達成するための政策方向を以下のとおりに設定した。

○ ① アイデア・創作の創業・事業化の実現、② 公正かつ強力な IP 保護体制の構築、③ 先端技術における圧倒的な優位性の確保、④ 地域の均衡ある成長およびグローバル協力の強化、⑤ IP 分野における AI 大転換という 5 大推進戦略と 20 の中核課題を選定した。推進戦略別の中核課題の詳細は以下のとおりである。

1) (推進戦略 1) アイデア・創作の創業・事業化の実現

○ 国家創業時代への飛躍に向け、アイデア・知的財産(IP)を基盤とするスタートアップを育成*し、スタートアップの IP 確保や競争力強化など、その成長を支援する。

* 国民のアイデア発掘・高度化、IP 確保、創業・R&D・事業化・政策制度化など、省庁横断的な協力の強化

○ 企業が IP だけで容易に資金を調達できるよう、IP 担保融資の支援手段を多角化し、知的財産仲介機関と取引基盤を強化して、IP 取引の活性化を推進する。

2) (推進戦略 2) 公正かつ強力な知的財産保護体制の構築

○ スタートアップ・中小企業 of アイデア・技術の盗用を根絶するため、損害賠償制度を改善し、海外への技術流出を防止するための官民協力体制を強化する。

* 損害額の立証なしに損害賠償を請求できる法定損害賠償制度(最大 10 億ウォン)

○ 特に、K-カルチャーによる持続的な付加価値を創出するため、派生商品・関連産業において知的財産権を確保し、K-カルチャーの知的財産権侵害に対して官民共同の防衛体制*を構築する。

* 外交部・産業部・農林畜産食品部・海洋水産部・文化体育観光部および知識財産処と、食品協会・化粧品協会・ファッション協会などが共同で対応

○ また、IP 侵害の取り締まりを強化し、知的財産事件を迅速かつ正確に処理するため、政府横断的な被害救済支援体制を構築*する。

* (例) 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会、著作権・産業財産権紛争調停委員会間の協力

3) (推進戦略 3) 先導技術における圧倒的な優位性の確保

○ IP データと研究開発・産業・貿易データなどの異種データの統合的に分析し、経済・科学技術・安保政策への対応専門性を高度化する。

○ 先端・戦略技術における圧倒的な優位性を確保するため、研究開発の全てのサイクルで IP 戦略を活用し、中核技術の海外特許および ICT 分野の標準特許を確保する。

4) (推進戦略 4) 地域の均衡ある成長およびグローバル協力の強化

○ 地域特産品・郷土文化遺産などを基盤として成長できるよう、地域代表 K-ブランド*を育成し、商品開発から事業化まで総合的に支援**する。

* 地域の伝統市場、特産品などを対象に「地域代表 K-ブランド 100」の発掘・育成(2026～)

** 国家・郷土資産の管理・活用協議体の構成、商品企画戦略の専門家育成、IP 確保の支援など

○ 5 極 3 特において、地域のスタートアップ・中小企業に IP 戦略および経営・技術コンサルティングを提供する地域知的財産支援拠点を構築する。

5) (推進戦略 5) 知的財産分野における AI 大転換

○ AI 学習データの保護・活用、AI を活用した発明の認定可否など、AI 大転換に伴い関連するデータ・IP の争点を検討し、基準を再確立する。

○ AI 能力と IP 専門性を兼ね備えた創造的人材を育成し、大学(大学院)における特許研修や企業現場での知的財産分野における専門研修も強化する。

2. 技術主導の成長に向けた特許審査サービスの革新策

□ 韓国政府は、特許審査の遅延により輸出企業の海外特許確保やスタートアップの投資誘致に支障が生じないよう、審査待機期間を 2029 年までに 10 ヶ月以内に短縮し、そのために大規模な審査官の増員を段階的に推進する。

○ また、1ヶ月以内に審査結果を受け取れる超高速審査を拡大し、希望に応じて審査開始を遅らせることができる「遅延審査」を柔軟に利用できるよう制度を改編する。

□ 特許権が市場でより高い価値を認められるよう、権利範囲を過度に狭めていた審査慣行を打破し、規制中心の審査基準を顧客志向に改善する。

□ このほか、委員会の政策実行力を高めるため、委員会を国務総理所属に転換するなどの内容を盛り込んだ「国家知的財産事務の総括・調整強化策」および「AI時代の未来型能力を備えた創造・発明人材の育成基盤強化計画」を審議し確定した。

2-6 特許審査の革新により、知的財産を基盤とした「真の成長」の時代を切り拓く

韓国知識財産処(2026.3.20.)

- 韓国知識財産処、イ・ジェミョン政権初の知識財産委員会で特許審査のスピード・品質革新を宣言 -
- 先端技術分野のすべてのスタートアップ企業を対象に、超高速審査(1ヶ月以内の審査)を拡大 -
- 海外出願を80%まで拡大し、韓国技術がロイヤルティ収入を得る「黒字時代」へ転換 -

2029年までに特許審査待機期間を現行の15ヶ月から10ヶ月以内に大幅に短縮し、先端技術分野のすべての創業企業が1ヶ月以内に審査結果を受け取れるよう、超高速審査トラックも拡大する。特許の品質も画期的に改善し、韓国企業の海外出願の割合を現在の50%水準から80%以上に引き上げる。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は3月20日、政府ソウル庁舎の大会議室でキム・ミンソク首相の主宰により、イ・ジェミョン政権が発足した以来、初めて開催された第39回、国家知識財産委員会において、韓国企業の高品質な特許取得を阻んでいた、特許審査行政の「見えない規制」を撤廃する「特許審査サービス革新案」を発表した。

<推進背景:量的成長の逆説、今こそ「真の成長」へ>

今回の案は、韓国が出願規模で世界第4位の特許強国であるにもかかわらず、審査のスピードと品質が急速に変化する市場の要求に十分に答えられず、多くの革新技術が市場で正当に評価される特許につながらないという現場の声に積極的に耳を傾けた結果である。

韓国政府は、こうした現場の要望に積極的に応え、韓国の特許エコシステムを質的成長へと大胆に転換することで、技術本来の価値をさらに高める知的財産基盤の「真の成長」時代を切り拓くため、今回の案を策定した。

〈3 大推進戦略〉

知識財産処は、40 回以上にわたり企業、研究所、弁理士業界など、現場から聴取した多様な声を基に、特許審査サービスが進むべき方向として、①審査速度と②特許品質の革新、③特許システムの顧客志向的な改善という3つの推進戦略に具体化した。

戦略① 市場が求める実用的な審査速度を実現する

韓国企業の海外進出やベンチャー・新興企業の創業におけるゴールドenタイムを守るよう、2029 年までに特許審査の待機期間を 10 ヶ月以内、最終審査終了期間(現在 24 ヶ月)を 16 ヶ月以内に大幅に短縮する。このため、関係省庁との協議を経て、段階的に特許審査官を大規模に増員する計画だ。

* 「中長期的な審査官の大幅増員策を迅速に推進する」(イ・ジェミョン大統領、第 21 回首席補佐官会議、2026 年 1 月 29 日)

併せて、迅速な特許確保が必要な企業のために、現在の人工知能(AI)・バイオ創業企業を中心とした「超高速審査」の対象を、先端技術分野のすべての創業企業へと拡大し、逆に市場が成熟するまで待つ審査を申請する「遅延審査」制度の申請および変更も柔軟に改編する。

戦略② 技術の市場価値を高めるため、特許の品質を革新する

特許の出発点である出願段階から完成度を高めるため、AI など新技術分野別の出願ガイドを業界に提供する。

特許権の範囲を過度に狭める保守的な審査慣行を打破するため、特許審査基準を制定・改正するとともに、技術の融合・複合化に対応し、世界最高水準の審査品質を誇る欧州の先進モデルである「3 人協議審査」を大幅に拡大し、特許の品質を飛躍的に向上させる。

審査品質の管理方式についても、出願人に審査結果を通知する前に事前に検証を行う「予防的品質管理」体制へと転換し、特許審査手続きの不必要な遅延を防止するなど、企業の時間とコストを削減できるようにする計画である。

戦略③ 現場主義の顧客志向型特許システムを構築する

審査官と出願人がコミュニケーションを取りながら、共に最適な特許権を設計する「積極審査」を活性化し、企業・研究所・大学などと連携して最新技術に対する審査官の理解度を高め、審査の専門性を強化する。

これと共に、急変する技術トレンドに歩調を合わせ、AI やソフトウェア(SW) 関連の発明を効果的に保護できるよう、法と制度を整備していく方針だ。また、「特許法条約(PLT)」への加盟も迅速に推進する。これにより、特許出願手続きが簡素化され、手続き上の救済手段が拡大されることで、特許権の確保と維持が一層容易になる。

知識財産処は、今回の施策を滞りなく推進し、審査速度を世界最高水準に引き上げ、特許品質の世界 1 位を達成する計画だ。これにより、韓国国内企業の海外出願の割合を現在の 50%水準*から 80%以上に引き上げ、慢性的な赤字に苦しんでいた産業財産権の貿易収支を黒字に転じさせることを目標としている。

* 韓国国内出願人の韓国出願件数(195,786 件)に対する海外出願件数(100,251 件)(WIPO、2024)

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の案は、韓国国民と企業が審査のスピードと品質の両面でその変化を実感できるようにすることを目標としている」とし、「革新技術という『成長の種』が価値ある特許へとつながり、韓国経済の飛躍を力強く牽引する中核的な原動力となるよう、迅速に推進していく」と述べた。

2-7 国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団長に知識財産処のイ・チュンム元局長が就任

韓国知識財産処(2026.3.20.)

- 第 42 回、行政高等考試合格者。組織運営から政策実務までを網羅した「知的財産の実戦戦略家」-
- 運営支援課長、報道官、商標デザイン審査局長などを歴任…省庁横断的な知的財産のコントロールタワーに最適な人物 -

国家知的財産委員会(共同委員長:キム・ミンソク国務総理、イ・グァンヒョン民間委員長)は、新任の知的財産戦略企画団長に、韓国知識財産処のイ・チュンム商標デザイン審査局長が 2026 年 3 月 19 日付で就任したと発表した。

イ・チュンム新団長は行政高等考試 42 期として公職に入り、過去 20 年余りにわたり知的財産政策の企画と運営全般を幅広く経験した正統派の知的財産政策専門家である。特に、知識財産処(旧特許庁)の組織管理と運営を総括する運営支援課長を歴任し、卓越した組織統率力を証明したほか、広報官として対内外のコミュニケーションと政務的センスを成功裏に発揮してきた。また、商標デザイン審査局長、特許審判院首席審判長、産業財産人材課長などの中核的な要職を歴任し、知的財産権の創出から保護、人材育成に至るまで、全ての分野で大きな成果を上げたとの評価を受けている。

今回の人事は、知識財産処の昇格以降、省庁横断的な知的財産政策を実質的に調整する「知的財産戦略企画団」の実行力を最大化するための布石と解釈される。政策企画力と政務的感覚を兼ね備えた同団長が全面的に配置されることで、3 月 20 日に行われる第 39 回本会議を契機に、国家の知的財産懸案の解決に強力な推進力が加わることが期待される。

イ・チュンム新団長は就任の所感で、「国家知的財産委員会と関係省庁の有機的な協力を引き出し、大韓民国が世界をリードする知的財産大国へと飛躍するために全力で取り組む」と抱負を述べた。

2-8 「2026 年国民安全発明チャレンジ」、安全分野の公務員による現場からの提案を募集

韓国知識財産処(2026.3.23.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、関税庁、警察庁、消防庁、山林庁、海洋警察庁と共同で、「2026 国民安全発明チャレンジ」の応募受付を 3 月 23 日の月曜日から 5 月 29 日金曜日まで行うと発表した。

第 9 回を迎える国民安全発明チャレンジは、関税庁・警察庁・消防庁・山林庁・海洋警察庁所属の公務員が参加し、現場経験に基づいた災害・事故、事件・事故分野の優れた提案を発掘し、国民の安全を確保するための大会である。

今年から山林庁が新たに参加し、山火事現場の安全まで包括する 6 機関の共同主催へと拡大されたほか、参加者の挑戦意欲を高め、創造的な提案を積極的に発掘するため、受賞者の賞金を約 3 千万ウォン規模に増額した。

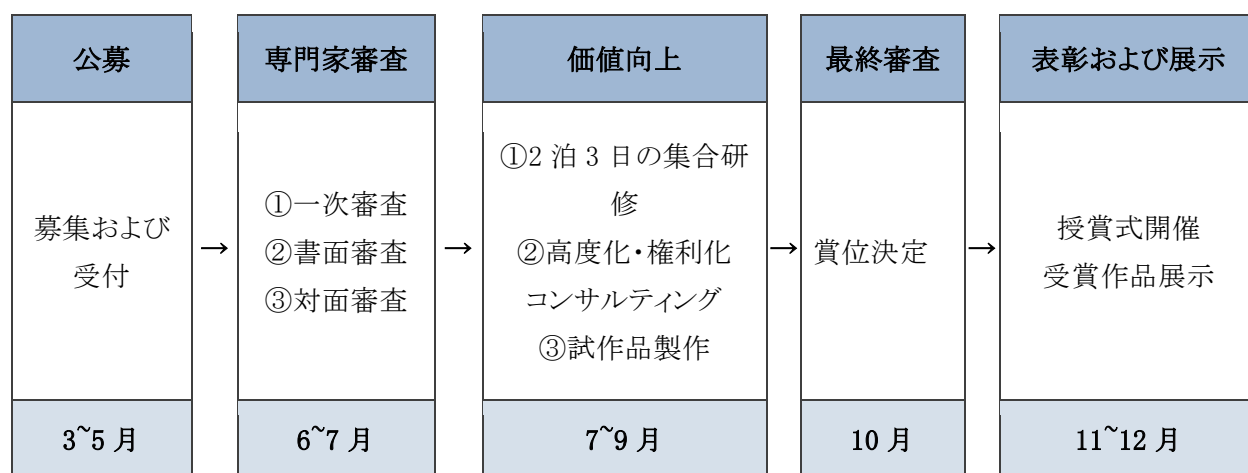
公募内容は、直ちに現場に適用可能な国民安全関連の提案であり、関税庁・警察庁・消防庁・山林庁・海洋警察庁所属の公務員および職員は誰でも「アイデアロ*」ホームページにて、1 人あたり最大 5 件まで応募が可能である。

*「アイデアロ」は、国民が簡単かつ安全にアイデアを共有・取引できる知識財産処のオンラインプラットフォーム（www.idearo.kr）

各分野の専門家による審査により、合計 30 件の優れた提案を選定し、知的財産専門家の支援を受けて選定された提案を高度化し、特許出願まで進められるよう支援する予定だ。

その後、最終審査を経て賞の等級を決定し、年末の授賞式で国会議長賞などを授与し、賞金を支給する予定である。また、展示・広報、技術移転などのフォローアップ措置を行い、優れた提案が実際の災害・事故、事件・事故の現場で活用されるよう支援する計画だ。

<2026 年 国民安全発明チャレンジの推進手順(案)>



昨年の「国民安全発明チャレンジ」では、道路での交通事故発生時に反対車線へ安全かつ迅速に横断できる通路を確保し、ゴールデンタイムを勝ち取る「道路中央分離帯を横断するための移動式架台」を発明した消防庁のファン・ミョン消防長が大賞(国会議長賞)を受賞した。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は「今回の公募展により、災害・事故の最前線で体得した現場の知恵が、有意義な発明につながることを期待する」とし、「今後も韓国知識財産処は現場からの提案の高度化を積極的に支援するとともに、関税庁、警察庁、消防庁、山林庁、海洋警察庁などの関係省庁と緊密に協力し、国民の日常生活がより安全になるよう取り組む」と述べた。

一方、「2026 国民安全発明チャレンジ」に関する詳細については、韓国発明振興会の「みんなのアイデア室」(☎ 02-3459-2742)までお問い合わせすればよい。

2-9 「韓国先進的な特許審査のノウハウ」が世界へ広がる

韓国知識財産処(2026.3.23.)

- 韓国知識財産処・WIPO、33カ国を対象としたオンライン特許審査実務研修を実施 -
- 特許審査の手続きから新技術審査の実務まで、韓国の優れた特許審査ノウハウを提供 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の国際知的財産研修院は、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、3月23日月曜日から27日金曜日まで、開発途上国の知的財産における専門性の向上のため、33カ国の特許審査官および専門家*を対象に「2026年 韓国-WIPO 特許審査実務研修」をオンラインで開催する。

* 特許政策・法律担当者、研究開発・特許関連分野の従事者など

今回の研修コースは、韓国の知的財産制度および審査体制の紹介はもちろん、特許審査のノウハウを提供することで、開発途上国の特許審査における専門性を向上させるために設けられた。特に今年は、インド、エジプト、スリランカなど、韓国との経済協力が強化されているか、成長潜在力が高い33カ国から合計75名の専門家が参加し、韓国の優れた特許審査ノウハウを伝授される。

本コースは、参加者の実務における専門性が実質的に強化されるよう、①韓国の知的財産制度および国際特許制度(PCT)の理解 ②特許出願書類の検討および先行技術検索のノウハウ共有 ③新規性・進歩性などの実体要件の判断 ④特許審査と事後紛争段階の連携など、特許審査の全ての過程を網羅するテーマで構成された。

特に今年は、直近5年間の受講生アンケートで満足度が最も高かった審査実務科目を、従来の6科目から9科目に拡大編成し、現場の研修ニーズを実質的に反映させた。

また、①バイオ・医薬 ②人工知能(AI)・ビッグデータなど、先端技術を中心とした産業動向の変化に対応するため、分野別の審査実務コースを新設し、参加者の新技術審査における専門性の強化を積極的に支援する予定だ。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「今回の研修は、世界5大知的財産機関の一つである韓国知識財産処の優れた審査体系とノウハウを世界に広める重要なチャンス」とし、「今後もWIPOなどの国際機関と協力し、国際研修を実施することで開発途上国の知的財産行政能力を高め、さらには韓国の輸出企業の知的財産が海外で適切に保護されるよう積極的に取り組んでいく」と述べた。

- 企業の営業秘密保護の強化に向けた営業秘密原本証明に関する告示の改正 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、営業秘密原本証明サービスを利用する企業の利便性向上のため、電子文書および英文証明書の発行を可能にするなど、証明書発行の手続きを改善したと発表した。

営業秘密原本証明サービスは、営業秘密を保有する企業が原本電子ファイルのハッシュ値を原本証明機関*に登録し、紛争発生時に営業秘密の存在有無および保有時点を立証できるようにするサービス**である。

* 知識財産処が指定した原本証明機関の現況(4 か所):韓国知識財産保護院、レッドウィット、オンヌリ国際営業秘密保護センター、LG CNS

** 毎年、企業・公的機関などから約 13,000 件の電子ファイル固有値が新たに登録されている

① これまで営業秘密原本証明書の発行を受けるには、原本証明機関に直接訪問しなければならないという手間があった。これに対し、知識財産処は積極行政の一環として、申請者が直接訪問することなく、原本証明書を容易に電子文書として発行*できるよう、関連告示を改正した。

* 現在、オンヌリ国際営業秘密保護センターで証明書の電子発行が可能。韓国知識財産保護院ほか2機関はシステムを改善し、下半期から発行を推進

② 営業秘密原本証明書がアポスティューユ*の対象文書に含まれる(2025.9~)ことになり、原本証明書の統一された英文様式を原本証明機関に提供することで、海外で原本証明書が活用されるための基盤を整えた。

* アポスティューユ(Apostille):韓国国内で発行された公文書について、政府が真偽を事前に確認し、条約に基づき海外でも同等の効力が認められるようにする認証制度

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は「韓国企業が原本証明サービスをより容易に利用できるよう制度を改善した」とし、「営業秘密の原本証明は、営業秘密が流出した際の立証資料として有効活用できるため、企業の積極的な活用を期待する」と述べた。

一方、営業秘密原本証明制度に関する詳細情報は、知識財産処特許紛争対応課(042-481-8227)まで問い合わせればよい。

韓国知識財産処(2026.3.25.)

- 無効審判制度の改善方向と主要判例を共有し、特許審判の質の向上を図る -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、3月25日水曜日の15時、政府大田庁舎(大田市西区)ミンウォンドン4階の大審判廷にて、特許裁判所の技術審理官*を招き、特許審判制度の発展と審判の品質向上に向けた懇談会を開催する。

* 特許訴訟事件において技術的争点を分析し、裁判部の理解を図る専門人材であり、複雑な技術内容に対する検討と意見提示の役割を担う(裁判所組織法第54条の2)

本懇談会には、特許裁判所の技術審理官や特許審判院長、審判官などの関係者が出席し、特許無効争訟の処理状況や主要判例を中心に意見を交換する予定である。

懇談会ではまず、特許無効審判に関する現状と今後の推進方向を中心に、主要国の無効審判制度と統計分析結果を共有し、無効審判制度の合理的な運営に向けた政策の方向性を議論する。特に ①無効審決予告制の導入 ②特許取消申請制度の改善 ③特許権の対抗力の強化規定の新設 ④審判・調停連携制度の活性化 ⑤無効審判の審理および手続の改善などについて意見を交わす予定だ。

続いて、最近の主要判例を分析し、特許審判および訴訟実務における最近の争点を議論する計画だ。主な議論対象となる判例としては、①ルイ・ヴィトンの修理関連の大法院判決(2024ダ311181) ②無効審判の進行中に訂正請求部分が分離され確定し得るとした特許裁判所の判決(2023許14219)などがある。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「特許審判院と特許裁判所側が特許事件の主要な争点と判例を共有し、意見交換することで、審判と訴訟間の相互理解を深め、特許紛争解決手続きの一貫性と信頼性を高めていきたい」と述べた。

2-12 「技術盗用への統合的対応」…政府レベルで技術盗用に関する新聞告示を開設

韓国知識財産処(2026.3.26.)

- 政府レベルでの対応チームによる初の共同成果「中小企業の技術盗用*申聞鼓」を早期に開設

- 政府レベルでの対応チームの参加機関拡大など、体制の充実…政府各省庁、関連協会・団体、企業、専門家が一堂に会し、技術保護の成果を共有するとともに、今後の制度改善などについて議論 -

*申聞鼓: 国民が行政への苦情や政策提案を行える仕組みで、名称は、朝鮮時代に王に直訴するために「申聞鼓」と呼ばれる太鼓を打ち鳴らしたという制度に由来

「中小企業の技術盗用根絶に向けた政府合同対応チーム*」は、中小企業による技術盗用の被害に迅速に対応し、機関間の協力を強化するため、「中小企業の技術盗用通報申聞鼓の発足式、および拡大全政府対応チーム懇談会」を開催すると 26 日、明らかにした。

* 中小ベンチャー企業部、産業通商部、公正取引委員会、知識財産処、警察庁、国家情報院

「中小企業の技術盗用申聞鼓」は、技術盗用の被害企業がより容易かつ迅速に申告し、適切な支援を受けられる省庁横断的な共同申告・相談窓口であり、今年の 1 月に発足した政府横断対応チームの最初の協業成果である。当初は下半期に新設する予定だったが、関係機関が力を合わせ、早期に発足することになった。

これまで技術侵害に関する通報・相談窓口が省庁ごとにバラバラに運営されていたことで被害企業が経験していた混乱が解消されるものと期待されており、韓国政府は今後、この「申聞鼓」プラットフォームが通報・相談、支援事業の申請、調査・捜査への連携まで可能な「統合」支援体制となるよう高度化していく計画だ。

続いて行われた「拡大政府横断対応チーム懇談会」では、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、知識財産処、警察庁などの政府省庁と、中小企業協同組合・団体、専門家、中小企業などの民間関係者が集まり、新政権発足以降の技術保護に関する成果や事例を共有し、専門家や企業からの政策提言に対する改善策について議論した。

中小ベンチャー企業部のハン・ソンスク長官は、「中小企業の技術が保護される公正な市場秩序の確立に向け、政府全体の全力を結集し、技術窃取を必ず根絶する」と述べた。

公正取引委員会のチュ・ビョンギ委員長は、「関係省庁との連携を強固にし、技術窃取根絶のための法執行を持続的に強化する一方、加害企業に対する制裁強化や被害企業の立証責任の緩和など、制度改善をさらに迅速に推進していく」と述べた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「技術流出を防ぐことは、特定企業の問題を超え、韓国の経済の革新能力と将来の成長動力に直接つながる問題であり、ただ乗りや技術窃取がもはや通用しない国を作るため、より大きな使命感を持って取り組む」と述べた。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月26日の木曜日14時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて「特許・技術保護民間諮問団*」の発足式を開催すると発表した。

* 学界3名、産業界4名、法律専門家4名、機関・団体3名の合計14名で構成

最近、国際的な技術覇権競争が激化する中、特許紛争や技術盗用など、知的財産保護の争点が企業の競争力を左右する中核的な要素として浮上している。これを受け、韓国知識財産処は特許紛争への対応や技術保護政策の実効性を高めるため、産業界、学界、法曹界など多様な分野の専門家と協力し、民間諮問団を本格的に発足させる。

今後、諮問団は四半期ごとの定例会議を通じて、特許・営業秘密保護に関する主要な争点を議論し、政策の改善策や支援策などを提案することで、現場の課題を反映した政策課題を発掘するとともに、特許紛争への対応と技術保護政策をより体系的に推進するための基盤を築く計画だ。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「民間諮問団を活用して、特許紛争への対応や営業秘密保護全般にわたる主要な懸案を継続的に点検していく」とし、「産業現場のニーズを綿密に反映して支援事業や政策に連携させ、企業が実際に実感できる方向で諮問団を運営していく」と述べた。

2-14 韓国知識財産処、次世代知的財産行政システム「IPNEX」の構築に着手

韓国知識財産処(2026.3.27.)

- IPNEX 構築に向けたシステム統合・人工知能(AI)専門企業との懇談会を開催 -
- 知的財産行政システムの近代化と人工知能による大転換(AX)の推進基盤を整備 -

【関連する国政課題】20. AI 3 大強国への飛躍に向けた AI ハイウェイの構築

24. 世界最高の AI 民主政府の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、次世代知的財産行政システムである「IPNEX*」構築に向けた情報化戦略計画(Information Strategic Planning、以下 ISP)の策定に先立ち、3月27日金曜日の14時、知識財産処ソウル事務所(ソウル市江南区)にて、システム統合および AI 分野

の主要専門企業**と情報化戦略計画の推進方向について議論する懇談会を開催すると発表した。

* IPNEX: AI ベースの智能型審査と中断のない安定的なサービスを提供する高度化された知的財産インフラであり、NEX は Next (次世代)・Nexus (統合)・X (転換)などを意味する

** SI (System Integration、システム統合) 専門企業: 複数のシステム (ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなど) を単一の業務フローとして接続・統合・構築する事業を行う企業

韓国知識財産処は 1999 年に世界で初めてインターネットベースの電子出願サービスを導入し、政府機関として初めてペーパーレス行政を実現するなど、知的財産行政のデジタル化を先導してきた。今回の懇談会は、こうした基盤の上に AI 技術とクラウド移行を融合させた次世代知的財産行政システム「IPNEX」の構築方向を具体化し、情報化戦略計画 (ISP) の段階から民間の専門性を反映させるために設けられた。

懇談会には、LG CNS、サムスン SDS、SK AX、ネイバークラウド、LG AI 研究所、ソルトルクスなど、システム統合・AI 専門企業の各分野の専門家が出席し、①体系構造と開発方式、②データ移行と統合管理策など、次世代知的財産行政体系の再構築の方向性を議論するとともに、③生成 AI・智能型分析サービスの導入戦略、④ソブリン AI の最新動向を考慮した AI インフラ・基盤統合戦略など、AI 転換を重点的に議論する予定だ。

韓国知識財産処は、今回の懇談会で議論された内容を十分に検討し、情報化戦略計画の策定過程に積極的に反映する予定だ。また、より幅広い意見を集約するため、今後、出願人 (発明者、代理人)、知的財産サービス業界、中小企業などを対象とした追加の懇談会も開催する計画だ。韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「今回の懇談会は、次世代知的財産行政システムの構築方向を具体化し、民間の専門性を反映するための重要な場である」とし、「次世代 IPNEX 構築の青写真を描く情報化戦略計画の段階から着実に準備を進め、世界最高水準の知的財産行政サービスを実現する」と述べた。

2-15 世界の 5 大知的財産機関 (IP5)、情報化協力の強化

韓国知識財産処 (2026.3.30.)

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、世界 5 大知的財産機関 (以下「IP5」) による知的財産情報化の懸案事項について協議するため、3 月 30 日月曜日 から 4 月 2 日木曜日まで、ソフィテ

ル・アンバサダー・ソウル・ホテル(ソウル市松坡区)にて「第 20 回 IP5 情報化分科会および産業界合同会議」を開催すると発表した。

世界の出願量の約 85% (2024 年基準) を占める IP5 は、韓国をはじめ、米国、日本、中国、欧州各国の知的財産政策などを総括する政府機関で構成されており、2010 年から特許分類 (WG1)、情報化 (WG2)、および審査政策 (WG3) の各分野ごとに協力を図る専門家協議体を運営し、世界の知的財産に関する争点を主導している。審査官や企業などが IP5 に出願された特許の審査進行情報を一目で確認できる国際特許審査情報共有システム (OPD) を構築した事例が、大きな成果の一つである。

今回の会議には、IP5 の情報化担当者、世界知的所有権機関 (WIPO) の関係者、および IP5 加盟国の産業界代表*など約 70 名がオンライン・オフラインで参加し、人工知能 (AI) などの情報化新技術の活用、国際特許審査情報共有体制の改善など、21 の議題について深く議論する。IP5 担当者が一堂に会し、国際特許審査情報共有システムを含む情報化協力だけでなく、出願人の利便性を高めるための様々な改善課題を継続的に発掘する予定である。併せて、IP5 各国が知的財産分野に人工知能 (AI) をどのように適用しているか事例を共有し、これを基に協力課題を拡大していく計画だ。

* 韓国知的財産協会 (KINPA)、日本知的財産協会 (JIPA)、中国特許保護協会 (PPAC)、米国知的財産法協会 (AIPLA)、米国知的財産所有者協会 (IPO)、ビジネス・ヨーロッパ (BE)

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「人工知能 (AI) 時代を迎え、デジタルトランスフォーメーションをはじめとする知的財産の情報化がますます重要になっている」とし、「今回の会合により IP5 間の協力を強化し、国際的な知的財産の情報化に関する議論を主導していく」と述べた。

2-16 発明教育の活性化に向けた対話の場を共に設ける

韓国知識財産処 (2026.3.30.)

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、韓国発明振興会 (ク・ジャヨン会長) と共に、3 月 31 日の火曜日 14 時、韓国知識財産センター (ソウル市江南区) 19 階の「発明マウル」にて、「発明教育開発院の看板除幕式」を開催すると発表した。

発明教育開発院は、発明教育の活性化および支援に関する法律 (以下「発明教育法」) に基づき*指定された発明教育専門の研究・支援機関であり、韓国発明振興会を発明教育開発院として指定することで、単なる教育支援にとどまらず、人工知能 (AI) 時代を先導する「創造的人材育

成の中心地」として、発明教育コンテンツの開発、調査分析、教員研修、政策研究など、教育政策の変化に体系的に対応する役割を担うことになる。

* 発明教育法第 11 条(発明教育開発院の指定・運営など)

本イベントは、第 1 部の除幕式と第 2 部の発明教育交流の場で構成され、発明教育関係者約 90 名が一堂に会する。

第 1 部では、まず発明教育開発院の始動を告げる看板の除幕式を皮切りに、記念映像の上映、記念辞、祝辞が行われ、発明教育開発院長が直接、開発院の中核的な展望および推進課題を発表する予定だ。続いて、忠南(チュンナム)大学のイ・ビョンウク教授による「AI 時代における発明教育の変化の方向」をテーマとした特別講演が行われる。

第 2 部の「発明教育の対話の場」では、知識財産処と 17 の市・道教育庁による政策協議会をはじめ、発明教育研究学校、発明教育センター、発明・特許高校との懇談会をそれぞれ開催し、現場の意見を聴取する予定だ。

< 2026 年度発明教育交流の場 >

知識財産処および 17 の市・道教育庁 政策協議会	■(参加対象) 全国 17 の市・道の発明教育担当指導主事 ■(主な内容) 2026 年度の発明教育基盤強化策の検討
発明教育研究校 懇談会	■(参加対象) 発明教育研究校 9 校の管理職および実務担当教員 ■(主な内容) 2026 年度の研究校運営方針の共有
発明教育センター 懇談会	■(参加対象) 全国の発明教育センター担当教員約 300 名 ■(主な内容) センター運営活性化策の検討
発明・特許高校 懇談会	■(参加対象) 発明・特許高等学校 13 校の実務担当者 ■(主な内容) 2026 年度の発明・特許高等学校の事業運営方針の共有

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「発明教育開発院の指定を機に、わが国の発明教育がさらに体系的かつ充実した形で運営されるようになるだろう」とし、「今後も教育現場と緊密に連携し、発明教育が未来の人材育成の確かな礎となるよう積極的に取り組んでいく」と述べた。

- 第 40 回国家知識財産委員会(書面)の開催により、「2026 年度国家知的財産実施計画(案)」など 5 件の案件を審議・確定 -

○ (2026 年度国家知的財産実施計画(案)) 新韓流の拡散を主導する K-コンテンツ育成戦略など、第 3 次国家知的財産基本計画(2022~2026 年)の 5 大戦略、16 大重点課題の履行に向けた 2026 年度の詳細推進計画を策定

○ (2025 年度国家知的財産実施計画の推進実績点検・評価結果および 2027 年度財源配分を方向(案)) 中央省庁では中小企業庁、知識財産処、公正取引委員会の 3 省庁の 4 事業が最優秀、広域自治体の中では「大田広域市」が最優秀機関に選定

*広域自治体、※ 釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山の 6 市。

○ (2026 年度産業財産情報管理・活用実施計画(案)) 知的財産情報政策の総括機能および省庁間の協力強化を基盤に、知的財産情報の戦略的活用拡大と情報エコシステム・基盤の高度化を体系的に推進するための 2026 年度推進計画を策定

○ (国家発明文化の拡散による創業強国への飛躍に向けた「5 月は発明の月」の指定・運営(案)) 5 月を「発明の月」に指定し、「発明の日(5 月 19 日)」の記念式典と連携した多彩な国民参加型イベントおよび広報を推進

○ (世界知的財産(IP)ハブ国家推進特別専門委員会の構成・運営計画(案)) 知的財産の金融・取引・紛争解決など、知的財産が資本化される市場を支援する政策・制度・組織レベルの戦略を策定するための特別専門委員会を構成し、韓国が世界知的財産ハブ国家へと飛躍するための総合計画(案)を策定

大統領直属の国家知識財産委員会(イ・グアンヒョン委員長、以下「知財委」)は 3 月 31 日火曜日、「第 40 回国家知識財産委員会」を開催(書面)し、「2026 年度国家知的財産実施計画(案)」、「2025 年度国家知的財産実施計画の推進実績点検・評価結果および 2027 年度の財源配分方針(案)」、「2026 年度産業財産情報管理・活用実施計画(案)」、「国家発明文化の拡散による創業強国への飛躍に向けた『5 月は発明の月』の指定・運営(案)」、「世界 IP ハブ国家推進特別専門委員会の構成・運営計画(案)」の 5 つの案件を審議・確定した。案件の主な内容は以下のとおりである。

1. 2026 年度国家知的財産実施計画(案) (関係省庁合同)

「2026 年度国家知的財産実施計画(案)」は、「第 3 次国家知的財産基本計画(2022～2026)」で提示された 5 大推進戦略および 16 の重点課題を中心に、今年 70 の細部課題として編成し、総額 7,946 億ウォンを投資する。

推進戦略 1. デジタル大転換時代の核心知的財産(IP)の創出・活用促進

ビッグデータを活用して国家戦略産業分野の有望技術を導き出し、審査の革新で適時審査対応体制を構築する。特に中小企業の技術移転活性化のため、人工知能(AI)基盤の知能型技術取引基盤を構築し、技術市場の拡大を支援する。

推進戦略 2. 戦略的知的財産保護体制の強化

特許侵害訴訟において、侵害の立証および損害額の算定に必要な証拠を容易に収集できるよう、①資料保全命令、②法廷外供述の録音、および③専門家による事実調査など、「韓国型証拠開示制度」を導入し、AI・デジタル環境において新たな形態で発生する著作権における紛争を早期に解決できるよう、著作権紛争調停制度を運営する。

推進戦略 3. 知的財産を基盤とした世界的な強小企業の育成

大学研究室の優れた研究成果が創業と雇用創出につながるよう、高付加価値の技術革新型創業を活性化し、保健医療分野では有望技術の発掘から育成まで、オーダーメイド型プログラム*を支援し、知的財産を基盤とした革新企業を集中的に育成する。

* (K-BIC プラットフォーム) 入居スペースの提供、事業化診断および専門メンタリング、投資誘致のための技術説明会、教育および交流イベントの運営など

推進戦略 4. 新韓流の拡散を主導する K-コンテンツの育成

世界的な知的財産を保有するコンテンツ企業を育成するため、約 7,000 億ウォン規模の「K-コンテンツ・ファンド」に出資し、海外に進出した韓流企業のために放送番組の制作および海外流通を支援するなど、オーダーメイド型の支援を強化する。

推進戦略 5. グローバル知的財産先導国家の基盤整備

知的財産を基盤とした技術の事業化と国際標準化を主導する専門人材を育成し、多国間国際機関における知的財産の主要議題に関する議論を主導するとともに、知的財産分野の政府開発援助(ODA)によりグローバルな協力を拡大するなど、知的財産の先導国としての韓国の地位

を確固たるものにする計画である。

2. 2025年度 国家知的財産実施計画の推進実績点検・評価結果および2027年度の財源配分方針(案) (知財委)

知財委は、2025年度国家知的財産実施計画に基づく14の中央省庁および17の広域自治体の推進実績を評価し、最優秀5件(中央4件、広域自治体1件)および優秀16件(中央12件、広域自治体4件)の事業および機関を選定した。

中央省庁の事業としては、知識財産処による発明教科書の開発を活用して全国の小学校に発明の授業を開設した「発明教育の活性化」事業、特許情報を活用した「特許情報活用産業分析」事業、および中小ベンチャー企業部による初期段階にある創業者を対象とした知的財産権関連の教育および創業・事業化の実務を支援した「創業成功パッケージ」事業、公正取引委員会の大・中小企業間のための効果的な公正取引協約制度の運営と共生エコシステムの構築に向けた「大・中小企業間 IP 公正取引促進事業」が最優秀事業に選定された。

広域自治体としては、知的財産ハブ都市として知的財産機関・企業の誘致を促進し、知的財産を基盤とした成長動力の確保および地域経済の活性化を図り、知的財産の産業協力地区(クラスター)を構築した大田(テジョン)広域市が最優秀広域自治体として選定された。

<2025 年度国家知的財産実施計画の推進実績点検・評価結果>

区分	結果	知的財産事業名	省庁
中央省 庁	最優秀 (4 件)	大企業・中小企業間の知的財産公正取引の促進	公正取引委員会
		・ 創業成功パッケージ	中小ベンチャー 企業部
		・ 発明教育の活性化	知識財産処
		・ 特許情報活用産業分析	知識財産処
広域 自治体	最優秀 (1 件)	・ IP 産業クラスター構築、知的財産一流都市「大田」 <2025 年度国家知的財産実施計画の推進実績点検・ 評価結果>	大田

知財委は、今年 9 月 4 日の「知的財産の日」に、最優秀評価を受けた事業担当者および機関（広域自治体）を表彰する計画だ。

一方、知財委は中央省庁の財政事業に対する財源配分方針（案）も策定した。

財源配分方針は、「第 3 次知的財産基本計画」の 5 大戦略・16 大課題を基準とし、技術覇権競争の激化および知的財産の重要性増大に伴い、増額基調で提案することとした。2027 年度の財源配分方針は、今後の関係省庁に通達される予定である。

3. 2026 年度産業財産情報管理・活用実施計画（案）（関係省庁合同）

韓国知識財産処は、政府組織の改編など政策環境の変化に対応した。また、「2026 年度 産業財産情報管理・活用実施計画*」を策定し、産業財産情報中心の管理・活用体系を知的財産情報全般へと拡大していく政策を推進する。

* [戦略 1] 知的財産情報の戦略的活用の拡大、[戦略 2] 持続可能な知的財産情報エコシステムの構築、[戦略 3] 知的財産情報の管理・活用インフラの拡充

まず、知的財産情報政策の総括・協力基盤を強化するため、法・制度体系の転換を推進する。根拠法令である産業財産情報法を、知的財産情報全般を包括する方向へ整備する案を迅速に策定し、省庁横断的な政策協議体を稼働させ、関係省庁と緊密な協議を継続する。

また、安全保障・研究開発(R&D)・経済・産業など国家全般において、知的財産情報をより体系的に活用できるよう、知的財産情報と異種情報の融合分析体制を強化する。併せて、国家研究開発の企画・遂行・成果管理の全てのサイクルに特許分析を連携させ、研究開発の戦略性と効率性を高める計画である。

持続可能な産業財産情報エコシステムの構築も本格的に推進する。AIと情報を活用して知的財産サービス産業の競争力を強化し、専門人材の育成と採用を連携させることで、知的財産サービス企業の成長を支援する。これと共に、中国・ASEANなどの商標・意匠データベースの構築を拡大し、ウズベキスタンやチュニジアなどへの韓国の知的財産行政システムの輸出を推進し、知的財産情報のグローバルな活用基盤も拡大する予定だ。

併せて、知的財産情報の管理・活用基盤の拡充にも拍車をかける。知的財産権間の権利者固有識別番号を一元化し、異種分野の情報間の連携・結合を拡大して知的財産情報ハブの基盤を整備する一方、知的財産情報の分析・活用のための統合プラットフォーム(IPOP)を構築し、学生や中小企業など国民の情報へのアクセス性と活用の利便性を高める。

これと共に、特許公報、商標画像、意匠画像などの非定型知的財産情報のAI活用度を高められるよう、「AI-Ready」情報管理体制を整備し、知的財産の融合・複合情報の生産・整合・管理基盤を体系的に整備する方針だ。

4. 国家発明文化の拡散による創業強国への飛躍に向けた「5月は発明の月」の指定・運営(案) (知財庁)

知識財産処は、発明文化の普及を活用して技術革新と創業活性化のため、毎年5月を「発明の月」に指定し、政府全体での集中的な推進に乗り出す。デジタルトランスフォーメーションと先端技術競争が激化する環境の中で、発明が国家の革新と経済成長を牽引する中核資産として浮上していることに伴い、発明文化を国民の日常生活に浸透させるための政策を本格的に推進すると明らかにした。

これまで国民の体感度や認知度の拡大に限界があった「発明の日(5月19日)」という1日限りのイベントから脱却し、5月の1ヶ月間、全国規模で発明関連活動を集中的に推進する「発明の

月」体制へと転換する。特に、世界初の雨量計発明日(1441年5月19日)を記念する象徴性を基に、5月を発明の月として指定し、政策効果を最大化する計画だ。

* 発明の日(5月19日)は、世界初の雨量計発明日(1441年5月19日)を記念して1957年に法定記念日として制定され、毎年記念式典が開催されている

「発明の月」は知識財産処が主管し、中央省庁・自治体・産業界・教育界が共に参加する政府横断的な協業体制で運営され、各機関はアイデアコンテスト、展示会、フォーラム、教育・体験など、多様な国民参加型行事を5月に集中して推進することになる。これにより、発明と知的財産活動を社会全体に拡散させ、国民誰もが発明と革新を実感できる環境を整備する予定だ。

「世界知的財産ハブ国家推進特別専門委員会」の構成・運営計画(案)(知財委)

無形資産を中心にグローバル経済構造が再編*され、海外の知的財産金融市場が2020年の430億ドルから2026年には約1,560億ドルに達すると見込まれるなど、知的財産を媒介とした巨大な市場を主導するための国家戦略の必要性が浮上している。

* S&P500 の時価総額に占める無形資産の割合:1975年 約 17% → 2025年 約 92%へ拡大(Ocean Tomo, 2026)

韓国は、人口および国内総生産(GDP)に対する特許出願件数で世界1位となり、量的側面では多くの成果を上げてきたが、人口減少および内需市場の制約により、構造的な限界に直面している。これを受け、知識財産委員会は傘下に「世界IPハブ国家推進特別専門委員会」を構成し、韓国の知的財産金融・取引・紛争解決能力を強化するため、①政策、②制度、③組織の3大軸を中心に国家的実行課題を導き出し、中長期的な実施計画(ロードマップ)を策定する計画である。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 成功の陰に隠された「模倣品」…有名なK-アイウェアの模倣企業の代表が逮捕

韓国知識財産処(2026.4.17.)

- 韓国知識財産処、新商品の形態模倣犯罪のみで初の逮捕および犯罪収益の追徴保全(78億ウォン) -

- 人気商品のデザインをそのまま模倣した商品 51種類、約 32 万個(123 億ウォン相当)を販売

-

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の技術デザイン(意匠)特別司法警察(以下「技術警察」)

と大田地方検察庁（キム・ドワン検事長）特許犯罪調査部は、他人の商品形態を模倣した商品を輸入・販売した法人 A 社の代表 A 氏（38 歳、拘束）ら 3 名を、「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」違反の疑いで起訴したと 17 日に明らかにした。他人の新商品をそのまま模倣した犯罪（商品形態模倣犯罪）のみで初めて拘束された事例である。

技術警察によると、A 氏は関連経験が全くない人物で、アイウェアブランドを 2019 年に設立した。A 氏は、別途の意匠開発要員もない状態で、韓国国内の有名アイウェアブランド B 社のサングラスなど人気商品を自ら撮影し、海外にある製造業者に送信するなどの方法で生産された模倣品 51 種類、合計 32 万 1000 点余り（販売価格 123 億ウォン相当）を 2023 年 2 月から 2025 年 6 月まで販売した疑いがある。また、A 氏は 2023 年 8 月から 2025 年 6 月にかけて、模倣品 44 種類、合計 41 万 3000 点余りを輸入した疑いも持たれている。

<A 社の模倣品 18 種類、被害企業の製品との一致率 99%…いわゆるデザイン・デッドコピー>

A 社の模倣品（51 種）のうち 29 種は、3D スキャンで輪郭線に変換し、被害商品と比較したところ、誤差範囲 1mm 以内で一致する線が 95%以上を占めた。このうち 18 種は 99%以上の一致率を示し、いわゆる意匠「デッドコピー」商品に該当することが調査で判明した。

A 社の模倣品により被害を受けた B 社は、各商品開発に最低 1 年以上の研究・開発期間と約 50 名の専門人材を投入するなど、独自の K-ブランド価値を構築してきた企業である。今回の事件により、B 社はブランド価値の毀損および莫大な売上減少による経済的被害を受けたという。A 氏の犯行は、独創性と斬新さを強みとして成長してきた K-ファッション産業の発展にも否定的な影響を与えたと評価されている。

<意匠権のない人気デザインを模倣した容疑のみで初の逮捕、犯罪収益金 78 億ウォンの追徴保全>

ファッション業界の特性上、流行商品のサイクルが短く、デザイン未登録の商品が多いと知られている。実際、B 社の被害商品 51 種もデザイン未登録の状態であることが確認された。技術警察は、A 氏が創作的な努力なく B 社の新商品をそのまま模倣し、短期間で爆発的な売上成長を遂げた点や、産業全体に悪影響を及ぼす恐れなどを考慮し、未登録デザインの模倣犯罪とし

て初めて A 氏を拘束起訴することになった。

また、技術警察は犯罪収益の処分を阻止するため、確定判決が出るまで A 社の財産を凍結すべく、去年 7 月に 55.6 億ウォン、9 月に 22.6 億ウォンの追徴保全を申請し、大田地方裁判所は総額 78 億ウォン規模の追徴保全決定を下した。さらに、技術警察と検察は協力し、A 氏が保管していた模倣品約 15 万点を任意提出の形式で確保し、さらなる流通の可能性を遮断した。

<デザイン創作者の努力およびアイデアの成果物を死角なく保護>

韓国知識財産処は、2017 年の法改正により、登録されていないデザインであっても、3 年以内の新商品である場合には、これをそのまま模倣して販売するなどの不正競争行為が発生した場合、刑事処罰が可能となるよう改正した。これにより、創作者の努力とアイデアが正当に保護される公正な市場秩序の確立に向けて、政策的な努力を尽くしている。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の事例は、意匠権のない新商品の形状をそのまま模倣して販売した行為を刑事処罰し、被疑者を拘束した初の事例であり、意匠権保護の死角を解消したという点で意義がある」とし、「今後、知識財産処は創作と革新が正当に保護される環境を整備して、意匠権侵害や新製品の形状模倣を活用し、ただ乗りする犯罪に対しては厳罰に処していく」と述べた。

3-2 海外で流通する K ブランドの模倣品、これからは国が徹底的に取り締まる

韓国知識財産処(2026.4.17.)

- 模倣品問題に対し、政府も「商標権者」として共同で取り組むことに -
- 正規品認証技術と政府全体の連携により、海外での模倣品流通をリアルタイムで把握・対応可能に-

(事例 1) 化粧品輸出企業 A 社は、A 国の現地 00 市場で自社製品を模倣した商品が流通していることを確認し、現地当局に捜査と取り締まりを要請したが、現地当局の非協力により取り締まりは不発に終わり、捜査は 2 年間進展がない状況

(事例 2) 韓国の食品会社 B 社は、N 国において模倣品による権利侵害に対する損害賠償請求訴訟を提起し勝訴したが、損害賠償額が 4,700 万ウォンにとどまり、現地の弁護士費用 (6,000 万ウォン) にも満たないため、今後追加訴訟を行うべきか懸念が大きい状況

海外で急増する K ブランドの模倣品問題の解決に向け、政府が自ら本腰を入れて乗り出した。知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 3 月 31 日の国务会議で「K-ブランド政府認証制度」の導入を公式に発表し、下半期から政府が海外において K-ブランドの認証商標の権利者として、模倣品の製造・流通に直接対応する体制を本格的に稼働させる計画であると明らかにした。

これは、企業が個別に模倣品に対応していた従来の方式から一歩進み、政府も商標権者として直接現地当局に執行を促すことができる体制へと変貌することを意味する。

K-ブランド政府認証制度の概要

* K-ブランド政府認証商標: 韓国企業の製品であることを政府が証明する商標
⇒ 韓国政府が権利者となる認証商標を開発(2026年6月)した後、70カ国での海外登録を推進する予定
〈K-ブランド政府認証の手続き〉

海外 70 カ国での認証商標の申請(出願)・登録	→	認証商標の使用申請および許可	→	正規品認証技術の適用	→	正規品確認結果のモニタリング	→	侵害発生時の政府による直接対応
知識財産処		企業・知識財産処など		知識財産処		知識財産処		政府レベルでの取り組み

海外における K ブランドの模倣品流通は、すでに深刻な水準に達している。2024 年の経済協力開発機構(OECD)の発表によると、世界の K ブランド模倣品の流通規模は約 11 兆ウォンに達し、具体的には企業の売上減少が 7 兆ウォン、雇用減少が 1 万 4000 人、政府の税収損失が 1.8 兆ウォンと推計されている。それにもかかわらず、模倣品の生産・流通経路の把握の難しさ、現地当局の消極的な捜査・取り締まり、低い損害賠償額などにより、被害企業の単独での対応には限界があったのが実情である。

新たに導入される制度の中核は、政府が従来の企業支援の役割からさらに一歩踏み込み、直接海外で商標権を確保し、権利者として対応するという点にある。

つまり、政府が主要輸出国および模倣品流通のリスクが高い 70 の輸出国に K-ブランド認証商標を直接登録し、韓国企業は自社製品に認証商標を自主的に貼付することができ、侵害が発生した際には韓国政府が現地当局に対し、外交・通商など政府全体を挙げての対応手段に取り組む。

認証を受けた K-ブランド製品には、最新の正規品認証技術が適用される。海外の消費者はスマートフォンのカメラで製品をスキャンし、正規品かどうかを即座に確認できるようになり、韓国政府はスキャンデータと連動したモニタリングシステムを活用して、模倣品の有無をリアルタイムで把握することができる。その後、模倣品の流通が確認されれば、外交部・法務部・産業通商部・中小ベンチャー企業部・農林畜産食品部・食品医薬品安全処・関税庁などの関係省庁が協力し、現地当局への捜査・取り締まり、税関当局による輸出停止要請など、即座に対応が行われる。

今回の制度の導入により、韓国の輸出企業は模倣品への対応に必要な時間と費用の負担を大幅に軽減し、輸出競争力を強化できるほか、海外の消費者は K ブランドの正規品を安心して購入できる環境が整うものと期待される。特に、模倣品の流通状況をリアルタイムで把握できるため、より精密かつ効果的な取り締まりが可能となり、K ブランドに対する信頼度も一層高まると見込まれる。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は、「K-ブランドの認証商標導入を契機に、企業が単独で担ってきた海外での模倣品との戦いが、これからは韓国政府も共に対応する体制へと大きく変わる」とし、「K ブランドの価値を守ることは、すなわち大韓民国の競争力を守ることであるだけに、K ブランドの模倣品を徹底的に追跡し、必ず根絶するという覚悟で臨む」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 BTS の光化門広場コンサートに先立ち、K-POP アイドルの商標を無断使用した違法グッズの流通を集中的に取り締まる

韓国知識財産処(2026.3.18.)

- 世界中が注目する防弾少年団(BTS)の光化門(クァンファムン)広場コンサートに先立ち、K-POP アイドルの商標を無断で流用した違法グッズの流通を集中的に取り締まる -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、今月の 21 日にソウルの光化門広場で開催されるアイドルグループ「防弾少年団(BTS)」のカムバックライブを控え、外国人観光客が急増すると予想さ

れることから、K-POP アイドルの商標を無断で盗用した違法グッズの販売を集中的に取り締まったと発表した。

知識財産処の商標特別司法警察(以下「商標警察」)は、2月から3月の中旬にかけて、外国人観光客が主に訪れるソウル、釜山(プサン)一帯を5回にわたり集中的に取り締まった。

違法グッズとして製作された商品は、文房具、キーホルダー、T シャツ、フォトカードなど種類も非常に多岐にわたり、韓国国内外に多くのファン層を持つ HYBE、JYP エンターテインメント、SM エンターテインメント(アルファベット順)などの主要芸能事務所に関連するアイドル商標を無断で使用していたことが判明した。

今回の措置は、K-POP の本拠地である大韓民国を訪れた海外の K-POP ファンが正規グッズを購入できるようにし、正規品の消費文化に触れる機会を提供するとともに、韓国の芸能企業が保有する商標権の無断使用によるブランド価値の毀損被害を防止し、韓流文化・観光のイメージを向上させるために推進された。

これまで商標警察は、K-POP が代表的な韓流産業として定着し、関連アーティストの名前も商標権として登録してグッズ産業に活用するなど、関連する韓流産業が持続的に成長しているにもかかわらず、商標権を無断で使用する違法グッズの流通事例が後を絶たないため、取り締まり活動を続けてきた。

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「多大な投資と努力によって築き上げられた K-POP などの韓流産業が持続的に発展するためには、商標権・人格標識権などの知的財産権の保護が鍵となる」とし、「今後も韓流産業の発展に向けた知的財産権の保護のため、先制的な対応を続けていく」と述べた。

4-2 韓国知識財産処、韓国商標デザイン協会と現場での対話に乗り出す

韓国知識財産処(2026.4.24.)

- 3月27日金曜日、韓国商標デザイン協会の定期総会にて、商標・デザイン政策に関する意見を聴取 -

- 2026 年に変更される商標・デザイン関連の法・制度および今後の政策方針について説明・共有 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月27日金曜日15時30分、大韓弁理士会(ソウル市瑞草区)で開催される韓国商標デザイン協会(Korea Trademark & Design Association, KOTA)の定期総会において、商標・デザイン政策に関する現場コミュニケーション懇談会および法制度説明会を実施する。

今回の説明会および懇談会には、協会会員および商標・デザイン関連企業、専門家、法曹関係者など約70名と、知識財産処の商標・デザイン法制担当者が参加する予定だ。韓国知識財産処はまず懇談会にて、商標・デザイン産業界、学界、法曹界との接点を広げ、関心事項の議論・質疑応答および現場から提起された政策への声を、実際の商標・デザイン政策に誠実に反映していく計画だ。

2026年の制度改善動向説明会では、まず商標関連事項を紹介する。主な内容は、①異議申立期間の短縮、②輸出企業向け超高速優先審査の導入、③分割出願制度の改善、④共存同意制度の補完方向などである。意匠分野では、①一部審査出願に対する審査の強化 ②出願書の記載項目の簡素化 ③正当な権利者による権利移転請求などを説明する。今回の説明会・懇談会は、商標・デザインをより迅速に審査し、より強力に保護しようとする韓国知識財産処の政策方向を産業界に共有し、共感を得ることに意義がある。

韓国知識財産処のオム・テミン商標デザイン審査局長職務代理は、「韓流の国際的な拡散に伴い、韓国企業・国民が保有する商標・デザインの価値もさらに高まっている」とし、「今後も商標・デザイン制度が企業の迅速な権利確保と海外市場進出に実質的に寄与できるよう、現場の声を活用して継続的に制度を補完していく」と述べた。

4-3 特許審判院、企業と共に「商標審判の革新」に向け知恵を絞る

韓国知識財産処(2026.3.27.)

- 商標審判の主要な請求企業との懇談会を開催(3月27日) -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)特許審判院は、3月27日の金曜日14時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、商標審判を多数利用している主要企業*と懇談会を開催し、商標審判に関する懸案事項や審判制度の改善策について議論すると発表した。

* LG エレクトロニクス、LG 生活健康、CJ 第一製糖、ティルティル、LG ディ스플레이、韓国人参公社、アイアイコンバインドなど

商標審判は、商標権の登録の可否や権利の有効性などに関して発生する紛争を特許審判院が判断・解決する手続きであり、年間約 4,000 件の商標審判請求が行われている。

本懇談会は、特許審判院長、審判長、審判政策の担当者が企業と直接会い、商標審判の手続き全般にわたる課題を聴取するために設けられた。出席者らは、商品発売やマーケティング活動に支障が生じないようにするための審判処理案や、審判手続き過程における利用者にとって使いやすい改善の方向性などについて意見交換をする予定だ。

商標権は、企業の商標価値と市場競争力を支える中核資産であり、特許審判院は審判行政のスピードを上げ、権利関係の不確実性を迅速に解消することを最優先課題としている。特に今回の懇談会では、商標審判の迅速な処理に加え、特許裁判所との審理の一貫性の確保、職権による証拠調査の活用による証拠の認定可否の確認、当事者の意見提出機会の拡大、審問書などを活用した争点の整理の効率化など、審判手続き全般を見直し、企業が実感できる改善課題を発掘し、推進していく計画だ。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「商標権は企業の競争力に直結するだけに、審判手続きの迅速性と信頼性を高めていくことが重要だ」とし、「企業の現場の声を積極的に反映し、具体的な審判制度の改善につながるよう努力する」と述べた。

4-4 キャラクターの商標権は、韓国知識財産処が守ります

韓国知識財産処(2026.3.30.)

- 韓国国内外の有名キャラクターの商標を盗用した、模倣品を重点的に取り締まり、流通を遮断 -
- キャラクター企業のサンリオ社が、韓国知識財産処の商標特別司法警察に感謝状を贈呈 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、商品市場の成長の原動力として定着したキャラクター産業を保護するため、ここ3年間で偽キャラクター商品約3万5千点を押収し、キャラクター商標を無断で使用した模倣品の取り締まりを継続的に推進する計画であると明らかにした。

最近、キャラクター商品が子どもだけでなくMZ世代の間でも大きな人気を集めており、キャラクター商品市場も活性化している。これに伴い、韓国国内外の主要キャラクター企業は、自社のキャラクターを競合他社の無断使用から保護するため、韓国知識財産処に商標登録を行い、商標権で保護している。

商標警察は、2023年から2025年の直近3年間にわたり、偽キャラクター製品約3万5千点を押収した。当時摘発されたキャラクターは、SAMG エンターテインメントの「キャッチ・ティニッピン グ」、サンリオの「ハローキティ」「シナモロール」、任天堂の「ポケットモンスター」など多岐にわたり、ヘアピンなどのアクセサリ、人形、寝具類、文具類、キーホルダーなど、子どもや青少年が日常生活で容易に購入する品目が大部分を占めた。

商標警察によるキャラクター模倣品の取り締まりは、KC 認証や安全性確認などの手続きを経ない製品を子供が使用しないよう事前に阻止し、子どもや青少年に正規品の消費を促して知的財産権保護の意識を高めるという点で大きな意義があった。

4-5 意匠登録から権利消滅までが一目でわかる、特許や論文も併せて閲覧可能

韓国知識財産処(2026.3.30.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3月30日月曜日から、意匠権の推移や特許に引用された、論文情報を盛り込んだ知的財産資料の178万件を公開すると発表した。今回の資料公開は、専門家だけでなく一般の国民も知的財産に関する情報をより容易に理解・活用できるよう改善された点が特徴である。

これまでは、意匠登録の有無など、結果に関する情報しか把握できなかった。しかし、今回公開される資料は、意匠が出願された後、審査、登録、維持、消滅に至るまで、権利がどのように変化したかを時間の経過とともに確認できるよう改善された。特に、世界知的所有権機関(WIPO)の国際標準(ST.87)を適用し、韓国国内資料だけでなく、海外資料とも同一の方式で比較・分析が可能になった。

これにより、韓国企業や研究者は韓国国内外のデザイン情報を同じ方法で扱えるようになり、国家間の統合分析、市場動向の把握、あるいは人工知能(AI)を活用した精密分析も、はるかに容易かつ正確になることが期待される。

また、出願・審査過程で引用された論文情報をリンクさせた資料も新たに提供される。従来は、特許文書内に論文情報が含まれていても、利用者が自ら論文を再検索しなければならないという不便さがあった。

今回のデータ公開により、特許に関連する論文のタイトル、著者、発表年、学術誌などの中核情報を一度に確認することで、技術の背景や流れを容易に把握できるようになり、特定技術分野の主要研究者の分析、有望な研究分野の発掘、研究開発戦略の策定など、活用範囲が拡大すると見込まれる。

公開されるデータは、知的財産情報活用サービス*(KIPRISPlus)にて提供され、大容量ファイル(Bulk)またはリアルタイム API 方式で利用することができる。

* 韓国国内外 17 カ国・120 種類の知的財産データを提供する情報公開プラットフォームであり、知的財産データは大容量ファイル(Bulk)およびリアルタイムデータ呼び出し方式(Open API)の形で提供される

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「今回のデータ公開は、韓国企業が国際市場の技術動向をより正確に読み取り、対応できる知的財産分析環境を構築するためのものである」とし、「今後も人工知能(AI)基盤の知的財産サービス創出に向け、高品質なデータを継続的に拡大していく計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 韓国知識財産処の初代「仕事ができるエース職員」に特別成果賞を授与

韓国知識財産処(2026.3.19.)

- 「意匠の模倣品排除」、「迅速かつ高品質な特許審査」、「超高速審査制度の導入」などが選定 -
- 韓国知識財産処、第 1 回特別功績賞として職員 13 名に総額 7,200 万ウォンを授与 -

「約 2 万 3,000 ページにおよぶ捜査記録を分析し、1 年余りにわたる粘り強い捜査により、意匠の模倣事件で初の逮捕を実現。累計特許審査件数は約 6,000 件、19 日間という超高速での特許登録を達成」

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、3 月 19 日木曜日 11 時、政府大田庁舎(大田市西区)にて、知的財産の保護および制度の発展に寄与し、卓越した成果を上げた公務員 13 名に対し、特別成果賞を授与する。

特別功績賞は、公務員の社会内に働く雰囲気醸成し、創造的な業務遂行を奨励するという国政哲学に基づき設けられた。民間・内部の 2 段階の審議委員会を通じて厳格な検証を行い、法執行・支援、政策・企画、審査・審判の各分野において、国民が実感できる成果を上げた課題および対象者を選定した。

〈ソ・スミン捜査官、2 万 3,000 枚余りの捜査記録、1 年余りの粘り強い捜査でデザイン模倣事件

初の逮捕>

知識財産処の技術警察は、サングラスで世界的な人気を博している K-アイウェア企業のデザインを模倣し、不当な利益を得てきた A 社の代表を不正競争防止法違反の容疑で逮捕・起訴した(2026.3.17)。今回の事件は、登録されていないデザインをそのまま模倣した「デッドコピー」商品を韓国国内で初めて刑事制裁した事例であり、デザインの模倣行為は登録の有無にかかわらず保護と処罰の対象であるというメッセージを伝えたという点で大きな意義を持つ。

ソ・スミン捜査官はデザインを専攻しており、過去 1 年余り、週末を返上して出勤するという過酷な状況の中でも、2 万 3,000 ページ余りの捜査記録を分析し、被疑者を拘束起訴した。特に、犯罪収益 78 億ウォンに対し、先制的な追徴保全決定まで導き出した。知識財産処は、並外れた献身を活用して特別な成果を上げたソ捜査官の功労を認め、特別功労賞金(1,000 万ウォン)を支給することにした。

<チェ・チャンラク書記官、20 年余りにわたり特許 6,000 件余りを審査、「登録特許の無効率 0%」>

審査・審判分野において、チェ・チャンラク書記官は、政府発足以来、目標の 2 倍を超える業務を処理しながらも、「登録特許の無効率 0%」という完璧な審査品質を維持した功績が認められ(報奨金 1,000 万ウォン)、表彰を受けた。過去 20 年余りの間に 6,000 件余り、年平均 300 件以上の特許を審査したチェ書記官は、特許審査の待機期間を画期的に短縮し、特許利用者の満足度を最大化した「隠れた英雄」として評価されている。

一方、厳格な審査品質検証を通過した 5 人の「今年の審査官」と、優れた審査・審判の成果が認められた 3 人など、合計 8 名にもそれぞれ 500 万ウォンの報奨金が授与される。

<ユ・ソンジョン事務官およびパク・インピョ事務官、政府全体のコンピュータネットワーク危機の中、「法令の手書き整備」で奔走>

支援分野では、昨年 10 月の知識財産処発足により、政府全体の知的財産行政の構築に貢献したユ・ソンジョン・パク・インピョ事務官が共同で 700 万ウォンの報奨金を受けた。両氏は関係省庁

と有機的に協力し、知的財産紛争対応局と知識財産取引課を新設して、韓国企業・国民が知的財産紛争の心配なく事業や取引を行える体制を整えた。特に、国政資源庁の火災による政府全体のコンピュータネットワーク麻痺の危機の中でも、所管法令を手作業による行政処理と奔走による協議を重ね、支障なく整備した功労が高く評価された。

<イ・ヨンヒョク事務官、19日で「迅速特許登録」超高速特許審査制度を導入>

政策・企画分野のイ・ヨンヒョク事務官は、企業の現場の意見を積極的に取り入れ、先端技術分野における迅速な特許確保を支援する「超高速審査」制度を成功裏に設計・導入した功績により、報奨金 500 万ウォンを受賞した。特許出願から審査まで約 15 ヶ月を要するが、制度施行直後に超高速審査第 1 号特許がわずか 19 日で誕生するなど、実効性を立証した。特に、AI・先端バイオの新興企業を対象とした超高速審査分野の新設は、去る 1 月末に「国民が実感できる 10 大課題」に選定された。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「国民のアイデアを資産に変える原動力は、現場の公務員たちの情熱だ」とし、「賞罰の原則の下、特別な献身で特別な成果を創出した職員に特別な報酬を提供し、成果中心の革新的な組織文化を定着させていく」と述べた。

5-2 [報道説明資料]韓国知識財産処は、K ブランドの保護に向け、海外の知的財産当局との国際協力を強化し、韓国企業が現地での対応力を高められるよう支援してまいります。

韓国知識財産処(2026.3.30.)

[報道内容]

2026 年 3 月 30 日月曜日、MONEY TODAY(マネートゥデイ)が「模倣品だけでは飽き足らず盗用まで…5 年間で 1 万件の無断先占」という報道は、韓流の広がりにより中国・東南アジアなどで偽造・模倣事例が相次いで発生しており、韓国企業の商標に対する海外での無断先占も急増しているため、政府レベルでの積極的な商標権保護対策が必要であると指摘している

[韓国知識財産処の立場]

韓国知識財産処は、海外で発生する海外商標の無断先占を予防し、迅速に対応するため、海外の知的財産当局との連携を強化しています。

東南アジアなど被害が顕著な国々を中心に、悪意ある商標先占者の情報を共有するなど、審査段階における悪意ある無断先占の予防に向けた協力を推進しており、中国とは今年 1 月に知的財産における深層協力に関する MOU を締結するなど、二国間・多国間の協力チャンネルを活用し、悪意ある無断先占の予防に関する議論を拡大しています。今後は世界知的所有権機関 (WIPO) と協力し、悪意ある無断先占出願を阻止する制度改善の議論に積極的に参加するなど、事前の予防を中心とした国際協力を強化してまいります。

また、海外での不正先占を防止するため、輸出企業の海外商標権確保費用への支援を拡大し、見本市参加企業などのブランド保護のため、今年から「IP 紛争ドクター (韓国知識財産処の専門家)」によるオーダーメイド型教育 (1000 社) を実施する計画です。今年 7 月中に「K-ブランド・ガード・システム」を構築し、海外での不正先占が疑われる商標を早期に検知し、関連企業や協会などに危険警報を迅速に提供いたします。

併せて、紛争が発生した企業に対しては、商標無効審判・行政取締り・民事・刑事訴訟などの紛争対応戦略の支援を拡大*する一方、現地にある海外知的財産センター (8 カ国 10 カ所)**を活用して、現地の法律事務所と連携した法律相談、警告状への対応などの初期対応も拡大します。

* 支援規模: (2025) 144 件 → (2026 目標) 195 件 → (2027 目標) 250 件

** 海外知的財産センター: 米国 (LA、ワシントン)、中国 (北京、広州)、日本、欧州、ベトナム、タイ、インド、メキシコ

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム